

市町村の合併の特例等に関する法律【合併新法】等について

- 1 合併新法の概要 P 1
- 2 旧合併特例法と合併新法 P 6
- 3 「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」の概要
P 7
- 4 合併新法下における財政措置（旧合併特例法との比較） P 13
- 5 新市町村合併支援プランの概要 P 14

「市町村の合併の特例等に関する法律」(抜粋)

(平成十六年五月二十六日法律第五十九号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地方分権の進展並びに経済社会生活圏の広域化及び少子高齢化等の経済社会情勢の変化に対応した市町村の行政体制の整備及び確立のため、当分の間の措置として、市町村の合併について関係法律の特例その他の必要な措置を講ずることにより、自主的な市町村の合併の推進による市町村の規模の適正化並びに合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図り、もって合併市町村が地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うことができるようにすることを目的とする。

第四章 市町村の合併の推進に関する構想等

(基本指針)

第五十八条 総務大臣は、第一条の目的を達成するため、自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針(以下この条及び次条第一項において「基本指針」という。)を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項
 - 二 次条第一項に規定する構想を定めるに当たりよべき基準
- 3 総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(構想の作成等)

第五十九条 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村(以下「構想対象市町村」という。)を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想(以下この条において「構想」という。)を定めるものとする。

- 2 構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項
 - 二 市町村の現況及び将来の見通し
 - 三 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認められる自主的な市町村の合併に係る構想対象市町村の組合せ
 - 四 前号の組合せに基づく自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置に関する事項
- 3 都道府県は、構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項に規定する市町村合併推進審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県は、構想を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村合併推進審議会)

第六十条 前条第三項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関(以下この条において「市町村合併推進審議会」という。)を置くものとする。

- 2 市町村合併推進審議会は、前項に定めるもののほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関し重要な事項を調査審議することができる。
- 3 市町村合併推進審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

合併新法の概要

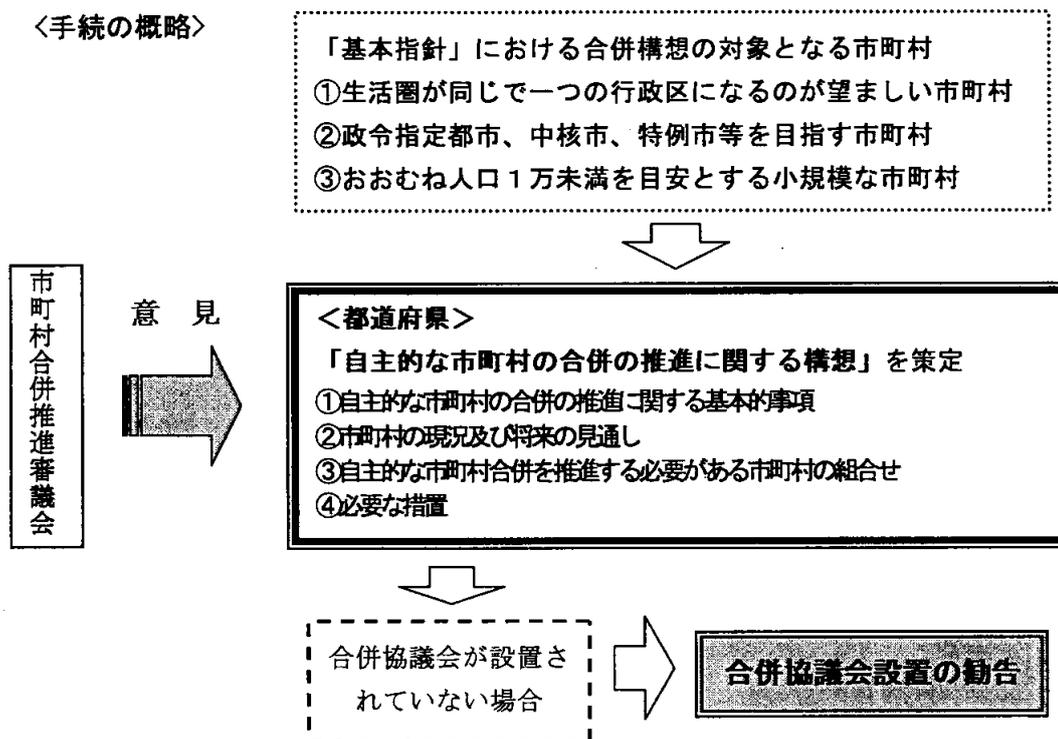
合併特例法（旧法）に引続き、「市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）」が平成17年4月1日から施行された。（平成22年3月31日までの5年間の時限法。）

1 都道府県による「市町村の合併の推進に関する構想」の策定

- (1) 総務大臣が、市町村の合併を推進するための基本指針を策定。（H17.5.31告示）
- (2) 都道府県は、市町村合併推進審議会（条例設置）の意見を聴いて、市町村の合併の推進に関する構想を策定するものとする。
- (3) 知事は、構想に基づき、合併に関するあっせん・調停、合併協議会設置又は合併協議推進の勧告を行うことができる。

※ なお、国の財政支援措置を受けるためには、構想の策定が必要。

<手続の概略>



2 合併特例区及び地域自治区の特例

法人格を有する特別地方公共団体で一定の事務について処理が可能な「合併特例区」（5年間を上限に設置可能）や法人格のない「地域自治区の特例」の制度が創設された。（旧法下での合併にも活用ができる。）

3 新法における特例措置

- (1) 地方税の不均一課税、議員の在任特例等の措置は引続き存置
- (2) 普通交付税の合併算定替は、旧法の特例期間10年（+激変緩和5年）を、段階的に5年（+激変緩和5年）に短縮
- (3) 合併推進債による財政支援措置 充当率90%、交付税算入率40%
※ 行政コストの合理化効果がある場合は、交付税算入率50%

市町村の合併の特例等に関する法律の概要

1 合併特例区

合併後の一定期間（5年以下）、1又は2以上の合併関係市町村の区域であった区域を単位として、特別地方公共団体である合併特例区（法人格を有する。）を設けることができる。

(1) 設置手続

合併関係市町村の協議で規約を定め、廃置分合の申請に併せ、設置を申請する。

(2) 合併特例区は、以下の事務のうち、規約で定めるものを処理する。

- ① 合併関係市町村において処理されていた事務であって一定期間合併特例区で処理することがその事務の効果的な処理に資するもの。
- ② その他合併特例区が処理することが特に必要な事務

【例 示】

地域の公の施設の管理(集会所、コミュニティセンター等)、地域振興イベント、コミュニティバスの運行、地域に根ざした財産の管理(里山、ブナ林等)

(3) 合併特例区の長は、合併市町村の長が選任する特別職とする。また、合併市町村の助役又は支所・出張所長若しくは指定都市の区の事務所・出張所長を兼ねることができる。

(4) 合併特例区協議会

- ① 構成員は、合併特例区内に住所を有する合併市町村の議会議員の被選挙権を有する者のうちから、規約に定める方法により合併市町村の長が選任。
- ② 権限
 - ア 予算等の重要事項を定めるときは、合併特例区協議会の同意が必要。
 - イ 規約で定める合併特例区の区域に係る重要事項を実施しようとする場合は、合併特例区協議会の意見を聴かななければならない。
 - ウ 合併特例区協議会は、地域振興等合併特例区の区域に係る事務に関し、合併市町村の長その他の機関に意見を述べることができる。

(5) 合併特例区は、住所の表示に合併特例区の名称を冠する。

2 地域自治区の特例

合併に際して、1又は2以上の合併関係市町村単位で地域自治区を設ける場合には、

- ① 合併関係市町村の協議で設置を決定。
- ② 特別職の区長を置くことができる（市町村長が選任）。
- ③ 住所の表示に地域自治区の名称を冠する。

3 特例措置等

- ① 市町村建設計画は合併市町村基本計画と名称を変更し、所要の規定の整備を行う。
- ② 合併特例債は廃止する。
- ③ 合併算定替については、現行法の合算特例期間10年を段階的に5年に短縮し、激変緩和期間は現行法と同様に5年とする。
- ④ 下記の特例措置は、現行の市町村の合併の特例に関する法律（以下「現行法」という。）と同内容。

- ア 人口3万人以上を有すれば市となることができる特例（議員修正で追加）
- イ 市が新設合併後も市であること
- ウ 議会の議員の定数及び在任並びに退職年金に関する特例
- エ 農業委員会の委員の任期に関する特例
- オ 職員の身分取扱い
- カ 一部事務組合等に関する特例（現行法改正による合併に伴う一部事務組合に関する手続きの簡素化を図る特例の拡充と同内容の特例を加えたもの）
- キ 地方税の不均一課税
- ク 合併補正、地方債の配慮
- ケ 流域下水道に関する特例
- コ 都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例
- サ 地域審議会

4 市町村の合併の推進に関する構想等

- (1) 総務大臣は、自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。
- (2) 都道府県は、基本指針に基づき、自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村（以下「構想対象市町村」という。）を対象として、自主的な市町村の合併の推進に関する構想（以下「構想」という。）を定めるものとする。
構想においては、市町村の現況及び将来の見通し、構想対象市町村の組合せ等を定めることとする。
- (3) 構想を定めるにあたって、あらかじめ、都道府県に置く市町村合併推進審議会の意見を聴く。市町村合併推進審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

- (4) 都道府県知事が、構想対象市町村に対し、地方自治法に基づき合併協議会を設けるべきことを勧告したときは、勧告を受けた市町村の長は合併協議会設置協議について議会に付議し、議会が否決した場合等においては、住民が有権者の6分の1以上の連署により又は市町村の長が住民投票の請求を行うことができる。住民投票により有効投票の過半数の賛成があった場合には、議会が可決したものとみなす。
- (5) 合併協議会において、合併市町村の名称等により協議が調わないときに、合併協議会の委員の過半数の同意を得た申請に基づき、都道府県知事は市町村合併調整委員を任命し、あつせん又は調停を行わせることができる。
- (6) 都道府県知事は、構想対象市町村に対し、合併協議会における市町村の合併に関する協議の推進に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。都道府県知事は勧告を受けた市町村に対し、勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

5 補則・罰則

国及び都道府県は、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない等所要の規定を置く。

6 施行期日

この法律は平成17年4月1日から施行し、平成22年3月31日限りその効力を失う（5年間の限時法）。ただし、平成17年3月31日までに都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに行われる市町村の合併については、現行法が適用される。

合併特例法（旧法と新法）

H22.3.31

旧法

新法 (H17.4.1~)

H17.3.31

- 総務大臣→基本指針
- 都道府県→市町村の合併の推進に関する構想
 - ・市町村の組合せ等を示す
 - ①生活圏域を踏まえた行政区域を形成
 - ②指定都市、中核市、特例市等へ
 - ③概ね人口1万を目安とする小規模市町村(地理的条件等を考慮)
 - ・市町村合併調整委員(知事任命)→あつせん、調停
 - ・合併協議会設置勧告、合併協議推進勧告

合併特例区等の設置

(合併に際して、合併関係市町村の協議により、合併特例区等を一定期間設置できる。)

- 3万市特例
- 地方税の不均一課税、議員の在任特例等
- 合併補正

経過措置期間

までに合併申請
平成17年3月31日

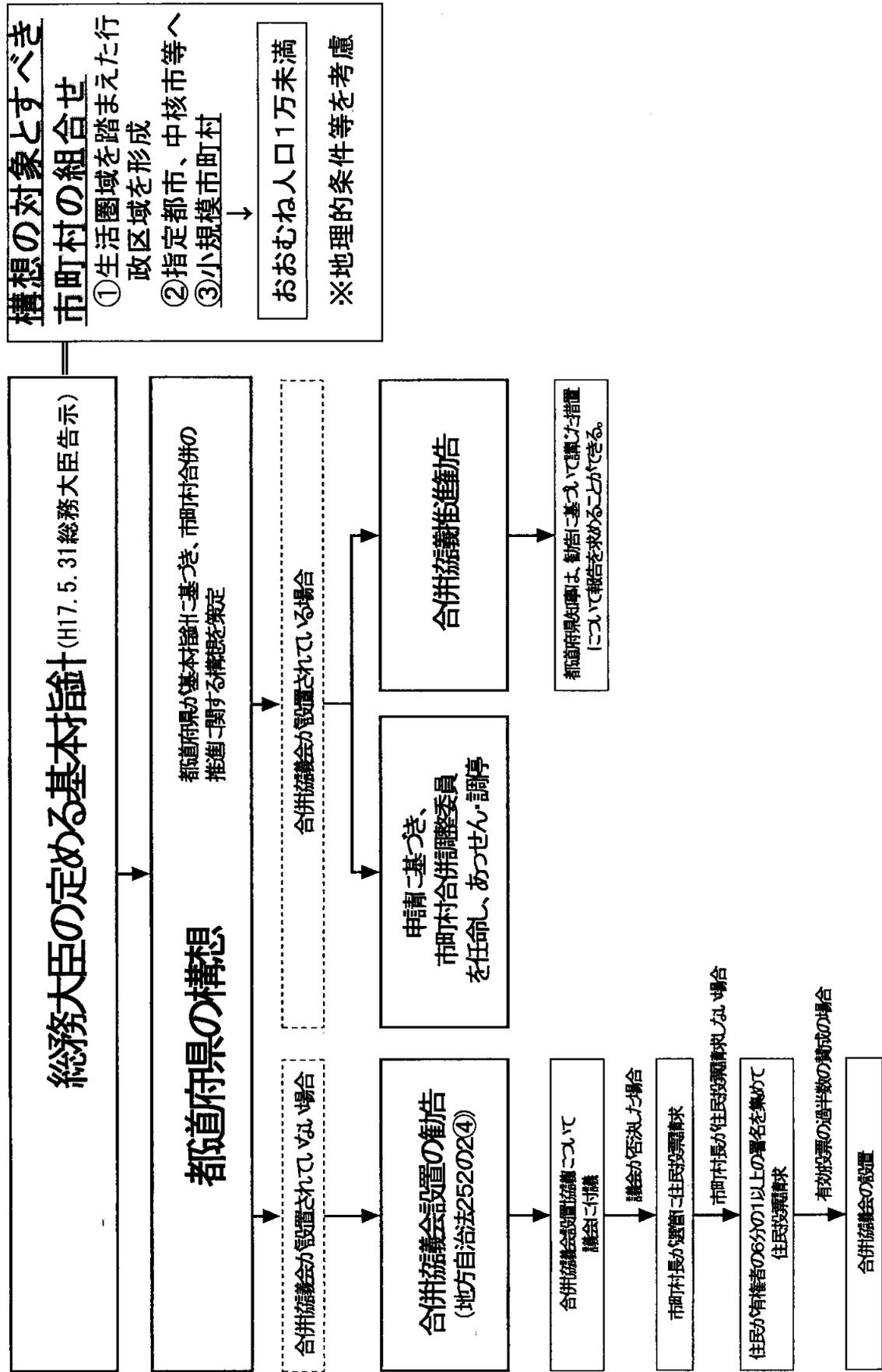
合併

平成18年3月31日
までに合併

平成22年3月31日
までに合併

存置

市町村の合併の特例等に関する法律(合併新法)



構想の対象とすべき市町村の組合せ

- ①生活圏域を踏まえた行政区域を形成
- ②指定都市、中核市等へ
- ③小規模市町村

→

おおむね人口1万未満

※地理的条件等を考慮

自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針

○総務省告示第648号

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第58条第1項の規定に基づき、自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針を次のように定めたので、同条第3項及び市町村の合併の特例等に関する法律施行令（平成17年政令第55号）第59条の規定に基づき告示する。

平成17年5月31日

総務大臣 麻生 太郎

自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針

一 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

1 市町村の合併を推進する必要性

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「旧法」という。）は、昭和40年に制定され、その後の数次の延長と改正を経て、平成17年3月31日に期限を迎えることとなった。この間、昭和40年4月に3,392であった市町村数は、平成17年3月31日には2,521となるとともに、旧法に基づく特例措置が適用される平成17年3月31日までに都道府県知事に合併申請したもので見ると、平成18年3月31日には1,822となる見込みとなっている。

このように市町村の合併は、関係者の努力により成果を挙げてきているが、地域ごとの進捗状況には差異が見られるところである。地方分権の一層の推進、人口減少社会及び広域的行政への対応、より効果的で効率的な行財政運営の実現等の要請に応じていくためには、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「新法」という。）の下で、新しい視点を加えつつ、引き続き自主的な市町村の合併を全国的に推進していく必要がある。

2 新法における市町村の合併の基本的考え方

(1) 都道府県による市町村の合併の推進に関する構想の作成等

新法においては、都道府県は、自主的な市町村の合併の推進に関する構想（以下「構想」という。）を作成するとともに、当該構想に基づき、合併協議会設置勧告、合併協議会に係るあっせん及び調停、合併協議推進勧告等の措置を講ずることができるなど、自主的な市町村の合併を進める上で、従来にも増して重要な役割を果たすこととされて

いる。

(2) 合併特例区等の制度の創設

新法においては、合併市町村の円滑な運営を実現することができるよう、地域の実情に応じて、合併特例による地域自治区の制度や合併特例区の制度を活用できるととされている。

(3) 新法における特例措置

新法においては、引き続き、普通交付税における合併補正、普通交付税の合併算定替、地方税の不均一課税、議会の議員の在任に関する特例等の措置が講じられているところである。

なお、旧法で設けられていた合併特例債は廃止されるとともに、普通交付税の合併算定替についてはその適用期間を段階的に短縮することとされたところである。

3 政府における市町村の合併を推進するための施策

政府は、次のような市町村の合併を推進するための施策を講ずることとする。

(1) 広報・啓発、情報提供

市町村の合併の推進に関し、広報パンフレットの作成、ホームページの活用等により、迅速かつ適切な広報・啓発、情報提供等を行うとともに、新たなまちづくりを支援するため、合併市町村についての情報発信等も積極的に行う。

(2) 相談体制の確保充実

総務省市町村合併推進本部内に設置した「市町村合併相談センター」において市町村の合併に関する制度、合併協議を進めるに当たっての諸課題への対処方策等市町村の合併に関する個別具体の相談に積極的に対応する。

(3) 市町村合併支援本部における連携措置

総務大臣を本部長、内閣官房副長官及び総務副大臣を副本部長、他のすべての副大臣を本部員として内閣に設置された「市町村合併支援本部」（平成13年3月27日閣議決定）を通じて、引き続き、市町村の合併についての国民への啓発を推進するとともに、国の施策に関する関係省庁間の連携を図る。

(4) 市町村の合併に係る必要な支援措置

2(3)の措置のほか、新法に基づく自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関の運営に要する経費及び構想の作成に要する経費については、都道府県に対して、所要の普通交付税措置を講ずる。

二 構想を定めるに当たりよべき基準

1 審議会の設置

都道府県が構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、新法第60条第1項に基づき、都道府県に自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会」という。）を置くものとされており、都道府県においては、速やかに審議会を設置し、構想の作成について十分審議、検討を行うこと。

2 構想の内容

構想には、次に掲げる事項を定めること。

(1) 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

都道府県内における市町村の望ましい姿、自主的な市町村の合併の推進の必要性、市町村の合併を推進するに当たっての当該都道府県の役割等に関する基本的な考え方、方針等を示すこと。

(2) 市町村の現況及び将来の見通し

自主的な市町村の合併の推進の必要性を明らかにするため、市町村の行政運営及び財政状況の現況、人口や高齢化の今後の見通し等を示すこと。

(3) 構想対象市町村の組合せ

(1)、(2)を踏まえ、新法第59条第1項に規定する構想対象市町村について、その組合せを示すこと。

なお、構想対象市町村を定めるに当たっては、おおむね次に掲げる市町村をその対象とすること。

① 生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村

② 更に充実した行政権能等を有する指定都市、中核市、特例市等を目指す市町村

③ おおむね人口1万未満を目安とする小規模な市町村

なお、③の市町村については、地理的条件や人口密度、経済事情のほか、旧法の下で市町村の合併を行った経緯についても考慮すること。

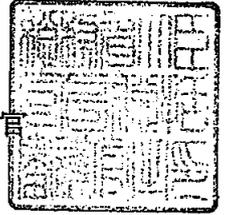
(4) 自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置

新法において、都道府県による必要な助言、情報の提供、合併協議会設置勧告、合併協議会に係るあっせん及び調停、合併協議推進勧告等の措置が設けられていることを踏まえ、これらの措置も含め、それぞれの都道府県において自主的な市町村の合併を進めるために必要であると考えられる措置を示すこと。

総行市第490号
平成17年5月31日

各都道府県知事殿
(市町村合併担当課扱い)

総務省大臣官房総括審議官



自主的な市町村の合併の推進に関する構想の作成について（通知）

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）は、平成17年3月31日にその期限を迎えました。関係者の努力の結果、市町村の合併は大きく進展したところですが、その進捗状況は、都道府県により、かなりの差が見られるところであり、また、合併が比較的進んでいる都道府県においても、様々な事情によって合併することができなかった地域、生活圏域を踏まえた行政区域の形成が達成されたとは言い難い地域や、小規模な市町村がなお存在する地域等も見受けられます。

平成17年4月1日に施行された市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「新法」という。）の下においては、こうした状況も踏まえ、引き続き自主的な市町村の合併を推進する必要があります。

このたび、新法第58条第1項の規定に基づき、「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」（平成17年5月31日総務大臣告示第648号。以下「基本指針」という。）を策定したところであり、都道府県においては、基本指針に基づいて、速やかに新法第59条第1項に規定する自主的な市町村の合併の推進に関する構想（以下「構想」という。）を作成するようお願いします。

なお、基本指針において示された事項のほか、構想の作成に関して参考にするべき事項について、新法第65条第1項に基づき、下記のとおり助言します。

この趣旨について、貴都道府県内の市町村に対しても周知されるようお願いします。

記

1 審議会における審議

- (1) 新法第60条第1項に規定する自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会」という。）においては、当該都道府県における今後の市町村行政の在り方について幅広い観点から十分審議、検討を行うこと。
- (2) このため、審議会においては、それぞれの市町村が将来にわたりどのように市町村を運営していくのか等についての基本的な方針を聴くこと。なお、その際には、市町村が、当該方針に関する積極的な情報提供を行うなど住民に対する説明責任を果たし、住民の十分な理解を得ているかというような観点からの検討も行うこと。
また、審議会において、市町村の将来にわたる運営についての基本的な方針について審議する際には、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」（平成17年3月29日総行整第11号）に基づき市町村が公表する「集中改革プラン」をはじめとする市町村の行政改革への取組状況も参考にすること。

- (3) 審議会の組織及び運営に関し必要な事項について、都道府県の条例で定めるとされているが、都道府県において審議会を設置する際に、必ずしも「市町村合併推進審議会」という名称を使用する必要はなく、また、既存の審議会を活用することも可能であること。

2 構想の内容

- (1) 構想対象市町村の組合せについては、原則として一通りとすること。
- (2) 自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置については、次の事項にも留意の上、必要な記述を行うこと。
 - ① 都道府県における市町村の合併を支援するための全庁的な体制の構築が望まれること。
 - ② 新法において、合併協議会設置勧告、合併協議会に係るあっせん及び調停、合併協議推進勧告等についての措置が設けられていること。

3 構想の作成時期等

構想はできる限り早期に作成することが望ましいものであり、可能な限り、平成17年度中に作成すること。なお、構想は必要に応じ適宜変更すること。

また、まず都道府県の一部地域のみを対象として構想を作成し、その後構想対象市町村を追加、変更するなど、構想を段階的に作成することも可能であること。

4 その他

市町村の合併に係る市制施行協議及び官報告示に関する手続については、「市町村合併の手続の迅速化について」（平成15年3月27日総行市第97号）において、その迅速化が図られているところであるが、新法の適用を受ける市町村の合併に係る手続についても、引き続きこの通知によるものとする。

旧合併特例法と合併新法との比較(財政支援措置)

	旧 法	新 法
普通 交付税	○合併算定替の特例期間10年間(+激変緩和5年)	→ 段階的に5年(+激変緩和5年)に短縮 (平成17・18年度に合併した場合は9年、平成19・20年度は7年、平成21年度は5年)
	○合併直後の臨時的経費に対する財政措置(合併補正) 合併後における行政の一体化(基本構想等の策定・改定、ネットワークの整備等)に要する経費等に対する措置	→ 存置 ○都道府県の行う合併推進事業に対する財政措置 都道府県の構想作成及び市町村合併推進審議会に係る経費、合併のための調査研究・啓発事業等に対する経費を措置
特別 交付税	○合併市町村に対する包括措置 合併を機に行う新たなまちづくり等の財政需要に対する措置	→ 普通交付税に統合
	○合併準備経費に対する財政措置 合併協議会への負担金等、合併の準備に要する経費に対する措置	→ 存置(※合併構想上の位置付けが必要)
	○合併移行経費に対する財政措置 合併前に要する電算システムの統合等、合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため合併前に要する経費に対する措置	→ 存置(拡充)(※合併構想上の位置付けが必要)
	○合併支援のための公債費負担の格差是正措置 合併市町村における旧市町村間の公債費負担の格差に係る地方債の繰上償還に伴う補償金に対する措置	→ 存置(※合併構想上の位置付けが必要) ・全国平均実質公債費比率を上回る合併関係市町村の元利償還金に係る利子の一部を合併後10年間措置する。 ・公債費負担平準化計画を実施する市町村が地方債の繰上償還をしようとする場合における補償金の一部を措置する。
	○都道府県の行う合併支援経費に対する財政措置 合併市町村の行う事業に対して都道府県が交付する補助金・交付金等について措置	→ 存置(※合併構想上の位置付けが必要) ○都道府県の行う合併促進経費に対する財政措置 法定協議会を設置している市町村数に応じ、1市町村当たり300万円を都道府県に対して措置 (※合併構想上の位置付けが必要)
地方債	○合併特例債による財政措置	→ 廃止
	○合併推進債による財政措置 【対象事業】 合併重点支援地域の指定を受けた市町村における単独事業(特例法期限内の合併が条件) 【財政措置】 充当率:90%、交付税算入率:50%	→ 【対象事業】 ※新法による都道府県の合併構想到位置付けられた構想対象市町村及び合併市町村が行う事業 旧市町村相互間の道路・橋梁・トンネル等(農道・林道等含む) ・電算システムの統合、地域イントラネット ・本庁舎等、消防防災施設 ・火葬場、斎場 ・その他特に必要と認められる事業 ◆既存の公共用施設を廃止して行う統合施設の建設等市町村合併による行政コストの合理化効果の発現に繋がる事業についても対象とする。 【財政措置】 充当率:90%、交付税算入率:40% ◆行政コストの合理化効果の発現に繋がるもの 充当率:90%、交付税算入率:50%
補助金	○合併準備補助金、合併市町村補助金	→ 廃止

◀ 県の財政支援措置 ▶

○市町村合併特例交付金

.....→ 未定

- ①合併後の地域格差の是正 ②住民意見の反映促進
③住民サービスの向上 ④コミュニティ振興 ⑤その他知事の認める事業

新市町村合併支援プランの概要

平成17年8月31日
市町村合併支援本部決定

第1 市町村合併支援の必要性

市町村合併は着実に成果を挙げてきているが、地域ごとの進捗状況には差異が見られるところであり、平成17年4月以降も、地方分権の一層の推進等の要請に応じていくため、新法の下で、引き続き自主的な市町村の合併を全国的に推進していく必要がある。

第2 新支援プラン策定の方針

1 趣旨

新支援プランは、新法の下で市町村が合併し、新しいまちづくりを行うに当たっての支援本部としての支援策等を策定し、これを実施することにより、自主的な市町村の合併を強力に促進し、地方の個性ある活性化、まちづくりを実現するものである。

2 対象地域

- (1) 都道府県により構想に位置づけられた構想対象市町村
- (2) 新法に基づいて合併した市町村

第3 新支援プラン

1 市町村合併支援策

(1) 地方行財政上の支援策及びその拡充策

① 行政支援策

- 町村合併の市制要件の緩和
- 市町村合併が行われた場合の選挙権の特例
- 支所・出張所、地域審議会及び郵便局の活用
- 政令指定都市の指定の弾力化
- 補助施設の他用途転用の取扱い
- 施設の統合整備に伴い廃止転用する施設に充当された地方債の繰上償還の取扱い
- 合併後市町村の人材育成への支援 等

② 財政措置等による支援

- 普通交付税の算定の特例
- 合併直後の臨時的経費に対する財政措置
- 合併市町村まちづくりのための事業に対する財政措置
- 合併前に必要となる事業に対する財政措置
- 合併支援のための公債費負担の格差是正に係る財政措置
- 合併準備経費に対する財政措置
- 都道府県を行う合併支援経費に対する財政措置
- 税制上の特例措置 等

(2) 関係省庁の連携による支援策

① 快適な暮らしを支える社会基盤の整備

- ア 道路の整備（5事業）
- イ 交通の利便性確保のための条件整備（4事業）
- ウ 市街地の整備（1事業）
- エ 住環境の整備（2事業）
- オ 公園・緑地の整備（1事業）
- カ 地域の再生（1事業）

② 豊かな生活環境の創造

- ア 廃棄物処理対策の推進（1事業）
- イ 上水道の整備（3事業）
- ウ 下水道等の整備（5事業）
- エ 消防・防災・国土保全の推進（8事業）
- オ 情報通信の整備（4事業）

③ 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実

- ア 国民健康保険事業の安定的な運営の推進（1事業）
- イ 高齢者の社会参加の促進（1事業）

④ 次世代を担う教育の充実（4事業）

⑤ 新世紀に適応した産業の振興

- ア 農林水産業の振興（16事業）
- イ 商工業の振興（4事業）

⑥ 連携・交流による開かれたまちづくり（6事業）

2 市町村合併支援アドバイザー制度

3 市町村合併の広報・啓発

- (1) 全国合併市町村による参加・交流型イベントの実施
- (2) 市町村合併の広報・啓発

4 市町村合併支援窓口

第4 都道府県の取組

都道府県においては、新法に基づいて速やかに構想を策定するとともに、構想に位置づけられた構想対象市町村及び合併市町村を対象として、都道府県事業の優先採択・重点投資、権限移譲等を内容とする都道府県支援本部支援プランに基づき、引き続き必要な支援を行うことが望まれる。